

2.情報共有・情報公開

2-1 情報共有

- (1) 情報伝達手段を拡充すべきではないか。
テレビや、IT、既存の活字なども、組み合わせて活用してはどうか。
町会が区報を回覧してはどうか。
町会が区報を全世帯に配布してみてもどうか。
テレビ、ラジオ、インターネットや街角掲示板なども活用してはどうか。
テレビ、ケーブルテレビ、インターネットを活用してはどうか。
TV等で会議が見れるシステムを導入してはどうか。
伝達手法の多様化が必要ではないか。
新聞、テレビのようなメディアの活用も大切ではないか。
- (2) 情報共有についての意識が重要ではないか。
区職員の「住民自治」に対する現状認識が大切ではないか。
区議、区職員、区民が、情報共有化を目指すべきではないか。
防災活動では、区民相互の情報共有も必要ではないか。
情報共有の主体は、区と区民なのか、区民と区民なのか。
- (3) 情報の共有化により、協働を目指すべきではないか。
情報の共有化と目指す方向性の一体化により、協働が可能になるのではないか。
互いに理解し、納得するためには、情報の公開と情報の共有が必要ではないか。
プロセスの工夫、情報共有により、区政がスムーズに進むのではないか。
情報公開・共有がなによりも大切ではないか。
情報共有は、区の義務であると捉えるべきではないか。
共有すべき情報は、情報公開制度とは異なる概念・イメージではないか。
情報公開と情報共有とは、違うのではないか。
情報共有は、区民の義務ではないか。
情報共有は、区民の権利ではないか。
- (4) 区民が求める情報が、区民に伝わっていないのではないか。
区民が行政への参加方法をよく理解していないのではないか。
行政は、「情報公開」の内容を理解していないのではないか。
情報をとりにいくという区民の文化が大切ではないか。
決定される前の、事前説明が不足しているのではないか。
情報共有と情報公開は、分けて考えるべきではないか。
メリット、デメリット両方の情報の公開も大切ではないか。
いつ、どのような情報の提供が必要かを検討すべきではないか。
必要な情報を知らない人ないようにすべきではないか。
迷惑施設の建設情報も、早めに伝えるべきではないか。
必要十分な情報種と量が、伝わっていないのではないか。
区のホームページは、どこに何があるかわかりにくいのではないか。
- (5) 区民の努力も必要ではないか。
多分野・多量の情報は、自分から動かないとなかなか入ってこないものではないか。
情報は、とりにくいものではないか。
区民が自ら情報を伝え、情報を取る努力や仕組が大切ではないか。
住民の知る努力も大切ではないか。
- (6) 現状を是とするものの、更なる工夫も大切ではないか。
インターネットによる情報公開について、一段と簡単な方法にすべきではないか。
区民が求める情報を踏まえて、行政は情報公開すべきではないか。
区のホームページは、分野別にするなど、さらに使いやすくすべきである。
練馬区のホームページの更新は、早いのではないか。
情報公開制度の運用が大切ではないか。
区の情報を区民に伝える工夫が必要ではないか。

町会で空き巣等の被害情報を公表しているが、防犯効果がある。

2-2 行政情報を知る権利

- (1) 情報公開制度を強化すべきではないか。
非公開部分が塗りつぶされ、しかも1枚10円かかることは、改めるべきではないか。
原則全部公開とすべきではないか。
公開制度を使っても、求める情報が出てこないのは、問題ではないか。
決定までのプロセスの公開すべきではないか。
公開を求めることができる請求内容の詳細は、どの範囲までか。
公開と非公開の線引きが、明らかでないのではないか。
- (2) 協働のためにも情報公開を進めるべきではないか。
協働に最も重要なのは、情報公開ではないか。
区の有している情報は、区民のものであるという認識が大切ではないか。
自治・防災など情報の種類や目的によって、共有するレベルは、異なるのではないか。
- (3) 行政の施策がわかりにくいのではないか。
条例や施策との関連性が、見えにくくなっているのではないか。
区参加のイベントで予算が明確にされないのは、前例主義のためではないか。
危険箇所を公表すれば地価が下がるので、それぞれが認識していればいいのではないか。
情報を知っている人と知らない人の落差が拡大することは、望ましくないのではないか。
- (4) 個人の権利を尊重すべきではないか。
個人の権利と行政の権利との整合性をどのように図ればよいか。

2-3 会議公開の原則

区議会委員会で、案件表や資料を配布すべきではないか。

2-4 説明責任

情報公開度の向上により、説明責任を果たすべきではないか。
透明性の向上により、説明責任を果たすべきではないか。

2-5 意見・要望・苦情等への対応

異議申立てをする時の根拠となる規定が必要ではないか。
審査会やオンブズマンなど、苦情を受けつける場や仕組みを充実すべきではないか。

2-6 個人情報の保護

区民番号制は、進めるべきではないのではないか。
個人情報は原則非公開としつつも、公の情報はどんどん公開すべきではないか。
外部委託しているものもあるので、セキュリティが重要ではないか。
公人・私人の情報をしっかり分けることが大切ではないか。
個人情報保護条例に過度な反応している面があるのではないか。
個人情報保護制度は、行き過ぎではないか。
町会名簿が作れなくなるなど、個人情報保護の弊害が出てきているのではないか。
人命あつての個人情報保護であつて、ルールを定め柔軟に運用すべきではないか。
過剰な個人情報保護が地域コミュニティづくりを阻害しているのではないか。

この「論点整理用たたき台」は、「区民懇談会委員の意見等」を論点として整理したものです。(事務局)
第9回懇談会における意見等は、斜体で区分しています。

3.区民参加

3-1 参加の権利・義務

(1)「参加の権利・義務」は、どのようにとらえるべきか。

住民は、情報を徹底的に分析し、将来を見通したうえで決断し、参加すべきではないか。

区民の力を区の事業に用いるため、住民の役割・責務、区政への発言権を定めてはどうか。

区民の権利をどこまで規定するか。

区民にまかせてくれる部分をどう規定するか。

多くの区民は、現状肯定のまま生きているのではないか。

行政や議会に任せきりにせず、区政をどうすべきなのかを区民が提案すべきではないか。

住民参画の中核の仕組みを定め、個々の案件でも区民の参画を可能にすべきではないか。

三位一体の推進をしていくためには、住民の意識の改革が必要ではないか。

より多くの人の参加が必要ではないか。

小さいころから、自治参加意識の醸成・教育(権利と義務)が大切ではないか。

ほとんど関心のない区民とどう対処するか。

区民の課題をどうしたら行政の課題にできるか。

区民の義務を履行しない場合、強制するのか。あるいは、制裁を加えるのか。

義務を定めるにしても、そのことのゆえに区民を排除しないようにすべきではないか。

権利と義務に関して、ペナルティがあった方がいいのか。

区民の権利として、区民参加を定めるべきではないのか。

義務ではなく、責務としてはどうか。

参加を制限できるように、その必要性や希望をどのように認め判断すべきか。

住民は、練馬という地域にもたらされる利益を共有する義務と権利をもつこととしてはどうか。

法と条例の範囲で権利と義務を課すべきではないか。

区民参加を区民の義務とするか。あるいは、区民参加は区民の権利とすべきか。

情報を求める義務、ともに良くしていく義務、生じた利益を共有できる権利としてはどうか。

区民参加は自由参加とし、協働は努力参加としてはどうか。

コア区民は、ともに練馬のことを考えてくれる者との協力を責務としてはどうか。

「わがまち練馬」という共生の空間を築く責務を有するとしてはどうか。

権利と責務に繋がるものとして、モラル・マナーの向上を目指すルールを作ってはどうか。

「責務」ではなく、権利と義務のワンセットとしてはどうか。

在勤・在学者や区内を通過するだけの人までに義務をつくるのは、厳しくないか。

同じ区民でも、有する権利と義務は等しくないのではないか。

住民のための権利をわかりやすく表記すべきではないか。

区民は、行政サービスを受ける権利があることを明記してはどうか。

参加は、責務でなく、権利であるととらえるべきではないか。

最低限のモラルや、区民の気持ちとして責務を示すことでいいのではないか。

練馬区が独自に定める権利はあるのか。

”義務”ではなくて”責務”を軽く書くこととし、制裁は書かないこととしてはどうか。

責務を果たすことでまちが良くなる、幸せになるようなイメージであれば良いのではないか。

共同体としてプラスになることをイメージできる責務とすべきではないか。

権利だけを主張する人もいるので、権利だけを言及することでいいのか。

協働は、区民の権利としてとらえるべきなのか、それとも、区民の責務とするか。

区民の責務を入れるべきか。

義務・責務を果たさないから制裁を課すというのはおかしいのではないか。

確認的な規定はあってもいいのではないか。

行政は住民と協働する義務があるととらえてはどうか。

まちづくり権をどう考えるか。

自治条例には、総則だけを置いて、参加条例、区民投票条例など個別に規定してはどうか。

「参加しない自由」をどう考えるか。

区民は地方自治の主役であり、区政に参加する権利のほか、責任と自覚が大切ではないか。

参加する、あるいは参加すべき案件を規定出来るか。

区民主権と区民経営と区民参加とは、同義ではないか。

区民参加は、規定しなくてもだれでも自由にできるはずではないか。

政策の検証が重要であり、政策評価制度の拡充・重視、区民参加が必要ではないか。
行政評価では、利用者一人当たりのコストは恣意的ではないか。

- (2) 区内の在学、在勤、事業所の「参加の権利・義務」は、どのようにとらえるべきか。
区内の企業には、区民の安全・安心の生活について配慮をするという責務を設けてはどうか。
区内に住む・働く・学ぶ区民と、区内で事業活動をするものを対象としてはどうか。
練馬区内の事業者には、区民参加の責務を持たせてはどうか。
- (3) 区外の方の「参加の権利・義務」は、どのようにとらえるべきか。
区外住民の権利義務は、どうすべきか。
区外住民にも、練馬区の自治活動に参加する権利を有するものとするかどうか。
- (4) 未成年や外国人の「参加の権利・義務」は、どのようにとらえるべきか。
18～19歳は、法と条例の許す範囲で、不公平感の無いように取り扱うべきではないか。
主体として子ども、外国人も参加する権利があるが、同じではないのではないか。
区民は成熟度(年齢)に応じて区政に参加する権利を有するとしてはどうか。
子どもの権利条約に書かれていることを、自治基本条例に加えてはどうか。
年齢に応じて子どもにも権利と義務があるので、子どもの権利条約を参考にしてはどうか。
外国人の権利も、言及すべきではないか。
- (5) パブリックコメント制度は、充実すべきではないか。
パブリックコメント制度が知られていないのではないか。
パブリックコメントの有効性は、どれほどあるのか。
パブリックコメントによる意見は、どの程度反映されているか。
- (6) 直接請求よりも簡易な仕組みを、設けてはどうか。
直接請求はハードルが高すぎるので、もう少しやりやすい直接請求の仕組みを設けてはどうか。
議会のハードルがあるものの、例えば、議案提出権などが考えられるのではないか。
一定のフィルターにかけた上で、請求できる仕組みとしてはどうか。

3-2 総合計画等の策定における参加

参加の段階には、計画・決定・実行・評価があるが、実行段階への参加が協働ではないか。
長期計画の策定については、説明会前に区民参加のプロセスをつくるべきではないか。
計画の始まり(理由)と終わり(結果)を明示すべきではないか。

3-3 意見の提出・募集

- (1) 議会、行政への意見提出について(区民 議会、行政)
行政へ意見を直接言えるシステムが明確ではないのではないか。
陳情を出した人が説明できる区もあるので、練馬区も検討してはどうか。
住民からの協働の申出を、一定の条件のもとに受け入れるしくみ(手続き)を設けてはどうか。
少数派の課題を受け止める場所はどこにあるのか。
意見提出には、最初から最後までいろいろなケースがあり、議会の傍聴も大切ではないか。
素案づくりの段階で、区民と区と一緒に白紙の状態から素案をつくるのが大切ではないか。
行政提案時点での参加でいいのか。
決定前に公聴会を開き、関係団体として意見陳述をする機会を設けるべきではないか。
政策提案制度を設け、提案の受入後は、パブリック・インボルブメントで具体化してはどうか。
- (2) 地域問題の解決のための懇談会等への関わりについて(地域懇談会 行政)
行政は、公平な第3者として参加することも大切ではないか。
地域的な課題の解決に向けて、地域の懇談会に行政は第3者として参加してはどうか。
地域の問題を地域の力で解決するため、行政は公平な第3者として参加してはどうか。

3-4 住民投票

住民投票制度を設けてはどうか。
区政参加方法を見直してはどうか。
住民投票はもっと簡単にならないか。

未成年者の選挙投票は、今の教育システムを考えるとまだ早いのではないか。
住民投票の規定があった方が良いのではないか。
具体的な規定ではなく、「住民投票をすることができる」という規定程度でよいのではないか。
住民投票は、最後の意思決定手段として必要ではないか。
問題の所在とそれへの賛否が簡明になるので、常設型の住民投票としてはどうか。
住民投票は、最後の切札であって、区民参加が充実すれば投票には至らないのではないか。
住民投票の効果を「従属」に近いものにする、議員が良い顔をしないのではないか。
住民が新たな条例を必要と考える時、地域住民による投票をすることができるとしてはどうか。
区で決めたことに対する住民投票の制度を盛り込んでどうか。

3-5 附属機関等への参加

区議会が決定する前の参加を模索すべきではないか。
区議会(区議会議員)との公式の議論の場を設定してはどうか。
各委員会等で応募者が少ないのは、地域のことを考えない人が多いからではないか。
文化センター運営協議会では、公募がゼロとなっているのは改めるべきではないか。
公募区民と諸団体等からの参加の両方が大切ではないか。
賛成、反対ともに参加すべきではないか。

3-6 全員参加の場の設置

選挙の投票率は低いので、直接請求の簡素化など区民の区政参加を進めてはどうか。
区民大会を制定し、区議会に準ずる決議機関としてはどうか。
区民大会は直接参加であり、大切ではないか。
公的な議論をする場・組織づくりには、区民からの牽制も大切ではないか。

3-7 区民の定義

(1) 区内在住

区内に住む人としてはどうか。

(2) 区内在住、在学、在勤

練馬区に住む人と、働きにくる人・学びにくる人とが、協力・共有するものとしてはどうか。
働く人、学ぶ人も加えてはどうか。
「区内に住み、働き、学ぶ人をいう」としてはどうか。
在学、在勤も入れるのも手ではないか。

(3) 区内在住、在学、在勤、区内活動団体・事業者

住民票をもって基本とした上で、行政、事業者、団体等を範疇に入れてはどうか。
区民地域活動団体も加えてはどうか。
非営利活動団体、事業者も加えてはどうか。
住民登録、外国人登録、本社のある事業所(主たる事業を営む事業所)で良いのではないか。
住民税、法人税を納める事業所も含めてはどうか。
「活動するもの」まで入れてしまうのは、議論が必要ではないか。
区内に住み、働き、または学ぶ人に事業者を加えてはどうか。
区内に住む人、働く人、学ぶ人に、活動する人を加えてはどうか。
事業所も地域にとって大きな力があり、責務はあるので、加えてはどうか。
事業者をなぜ入れなくてはいけないのか分からないので、入れるべきではない。
事業所は、事業所としての参加と従業員としての参加とを分けることが大切ではないか。

(4) 区内在住、在学、在勤、区内活動団体・事業者、区外

ともに練馬のことを考える者を入れてはどうか。
区と区民に関係した個人や法人も含める場合に、区の財政面も考慮すべきではないか。
環境問題を考えると広く取った方が良いのではないか。

(5) 考慮すべき点

豊島は住民、区民と2段階の定義をしているが、うまくいかないのではないか。
税を一つのくりで考えるのも手ではないか。
他区の設定は、事実としてそこに居る お客さん扱いではもったいない、からではないか。

区民の定義をしないという手もあるのではないかな。
広いものと狭いものがあり、それによって条例の効力が変わってくるのではないかな。
区民の定義は、帰納的に考えてはどうか。
場面によって参加すべき主体が規定できると良いのではないかな。
大筋としては広い対象を区民としてはどうか。
事業ごとに多様な参加の仕方があるので、自治基本条例では広くしてよいのではないかな。
事業所は住民投票ができないなど、参加のレベルにもよるのでないかな。
区民か、区民でないかを区別する必要があるのではないかな。
区民の定義は明確化できないので、参加の意思のある人は区民と認めたらどうか。
練馬区に関わって生活している人達を区民としてはどうか。

3-8 その他の意見

PI(パブリックインボルブメント)という言葉は使わない方が良いのではないかな。
「参加」のきっかけをどう作っていくかが大切であり、「参加仕掛け人」を任命してはどうか。
「区民参加」は参加の調整ルールにすぎなく、入口を広げることが大切ではないかな。
参加しないのは、いそがしい) 知らない 意味がない 非マニアが多いためではないかな。
参加は、協働の観点から意思決定の前から区と区民とがともに考えるがよいのではないかな。
全てへの参加を目指してはどうか。
とにかく参加の入口は大きく、広くってはどうか。
参加は、選挙ではないのか。
参加については、地道な努力が必要ではないかな。
区民参加にはいろいろな分野があるので、積極的に参加していくことが大切なのではないかな。
地域活動を通じての参加、足元の地域を通じての参加も重要ではないかな。
空き教室などに、自治会や、NPO、事業者、市民団体などの交流施設を設けてはどうか。
参加は手続き条例になるのでないかな。
安全・安心は行政だけで守りきれないので、区民はそのプロセスに入るべきではないのか。
自治基本条例の中に手続き論まで入れて良いのか。
行政の手続きの手法があいまいなので、窓口の一本化など、きちりとしてはどうか。
区政に期待する人を増やさなくてはいけないのではないかな。
基本条例は、区政へ関心のある人を増やすものにしてはどうか。
間接民主主義と直接民主主義の折り合いと補完が必要なのではないかな。
区民は、もっと議事を傍聴すべきではないか。
議会・議員がもっと勉強するようにするのも、区民の責務ではないか。

この「論点整理用たたき台」は、「区民懇談会委員の意見等」を論点として整理したものです。(事務局)
第9回懇談会における意見等は、斜体で区分しています。

4.協働・コミュニティ

4-1 協働の推進

(1)「協働」は、どのようにとらえるべきか。

区政は区民のためのものであることを、一人ひとりが明確に意識することが肝要ではないか。
一人ひとりが自身の問題と認識し、協働することで、問題の解決が迅速に進むのではないか。
区における自治能力を向上させるためには、住民と行政との協働が必要ではないか。
協働や合意形成する仕組みを定めることにより、条例の実効性を担保すべきではないか。
多数・多様な住民と行政との協働をどう仕組むかが、最も核心的で重要ではないか。
今必要なことは、住民との協働、住民参画による自治活動を行うことではないか。
大型店やチェーン店も、町会の一員として協働するまちを目指してはどうか。
協働を議論するときには、例えば防災といった具体内容から入るのがいいのではないか。
「区に頼るだけではだめ」ということが出発点になるのではないか。
参加しようと思っても、組織や活動を知らないので参加できないこともあるのではないか。
練馬の民度は、高いのではないか。
協働と人口規模とを勘案する必要があるのではないか。
協働ができる関係を構築することが大切ではないか。
区民と区との協働は、区民にも行政権限を付与し、区との対等関係を築くことではないか。
区民一人ひとりが、「参加は、権利であり義務でもある」と認識することが重要ではないか。
教育問題(道徳・マナー)、不法駐輪・ごみ問題の原点を考えるべきではないか。
地域ぐるみの子育てを支援することも大切ではないか。
協働は、区民にとって権利なのか。
協働は、区民にとって義務なのか。
協働は、区民にとって表裏一体か。
区民・区議・行政がともに考えてつくりだすことが、大切ではないか。
大泉さくら運動公園の管理委託は、高齢者の活性化にも繋がるのではないか。
区民と行政、区民と区民、行政と行政の協働を検討すべきではないか。
ふるさと文化館は、練馬の歴史や文化を伝える施設となるのではないか。
協働の場の提供が重要なのではないか。
下請けではなく住民満足度を高める協働が必要ではないか。
区の独自性のある政策や事業を打ち出すことが大切ではないか。
コラボレーションを育み、練馬のアイデンティティを培うような協働が必要ではないか。
コミュニティ活動を通じての協働が大切ではないか。
政策を区が一方的に決めるのはどうなのか。
防犯・防災などのように、地域の役割があることが前提ではないか。
住民の連帯感を醸成することが大切ではないか。
協働すると、区の行政サービスが落ちるといふ恐れがあるのではないか。
国・都から自治権が区へ移行することも、大切ではないか。
区長が協働に関してスローガンを打ち出していることも、前提となるのではないか。
協働の推進が民間委託につながる恐れもあるのではないか。
区の事務事業の削減を図るといふ効果もあるのではないか。
人件費節約のために使われてしまう恐れ(下請け)もあるのではないか。
防災・防犯・環境づくりの面では、協働の取組みが見られるのではないか。
区との協働が成り立つには、住民は自助努力が必要なのではないか。
議員とのコミュニケーションが必要ではないか。
協働は、コミュニティと事業の実施部分だけでないのではないか。
協働の体制は、まだできていないのではないか。
NPOとの協働において、課題解決は、少数派には難しいのでないか。
実態としての「協働」を、どのようにとらえればいいのか。
協働を求めていくのは、行政ではないのか。
自治基本条例は、協働推進なのか。

(2)「協働の仕組み」は、どのようなものとすべきか。

自治に参加・参画する若い世代を支援する仕組みが必要ではないか。
様々な観点、立場から参加しやすい仕組みが重要ではないか。

立憲主義ではなく協働系を重視し、区民がより自主的に行動できるようにすべきではないか。
 住民からの意見を反映するなど、協働の仕組みを区がつくるべきではないか。
 68万人の力や知恵を結集できる仕組みが重要ではないか。
 政策形成の段階から協働が必要ではないか。
 町会、自治会(ボランティア活動)、NPO、一般企業の3極体制を図るべきではないか。
 日常的な範囲では、区民、小学校区(PTA)、町会、自治会などが考えられるのではないか。
 議会と区民との協働も論点となるのではないか。
 協働には、区と区民、区民と区民の二つがあるのではないか。
 NPOとの協働において、団体間のつながりをつくるのが難しいのではないか。
 NPOとの協働において、町会とNPOとの協働も必要なのではないか。
 NPOとの協働において、区と対等の関係に立つことが必要ではないか。
 民のサポートとしての協働、官の下請け的な協働という双方向があるのではないか。
 心の優しい方だけ苦労することがないような内容を組み込むべきではないか。
 業者の受け入れなのか、一緒にプロジェクトをやることなのか、つかみきれないのではないか。
 官でしかできないことを官でやっていくべきではないか。
 行政の要求であっても、蹴とばすことができれば、条例に歯止めは不要ではないか。
 協働をはねのける必要がある場合も、あるのではないか。
 お互いが気持ちよくいられる関係を保障するものであるべきではないか。

4-2 コミュニティの意義と支援

(1) 「コミュニティ」の現状と課題を、どのようにとらえるべきか。

「コミュニティ」全般

若い世代が地域に関われることが、大切ではないか。
 高齢化が進む中での住民同士のつながりをどうすればよいか。
 人間関係が希薄になっているので、近所づきあいが必要ではないか。
 かつてのコミュニティの再生が必要ではないか。
 かつてのコミュニティは、むら社会が引き継がれた良さもあったのではないか。
 新住民と旧住民との考え方に、違いがあるのではないか。
 住民同士のコミュニケーションを図るべきではないか。
 まつりやフリーマーケットが大切ではないか。
 自分の住む地域のコミュニティに参加しなくてはいけないのではないか。
 コミュニティ組織、NPOなど多様なあり方を考慮すべきではないか。
 町会以上に概念を広げることも大切ではないか。
 足元のコミュニティ活動も考慮すべきではないか。
 ご近所づきあいの出来るコミュニティづくりが大切ではないか。
 一人ひとりが、住民自治の基本と地域への関心を自覚する必要があるのではないか。
 地域の目が子どもに幾重にもそそがれるよう、多くの区民の地域活動が大切ではないか。
 団塊世代の受け皿を早い段階から準備することは、大変意味があるのではないか。
 区の職員と住民とが、同じ方向を向くことが必要ではないか。
 子どもや高齢者にとって生活しやすい練馬であることが、求められるのではないか。
 ご近所づきあいのできるまちを目指してはどうか。
 コミュニティ活動の現状と課題を認識することが大切ではないか。
 コミュニティレベルでの活動をどう位置づけるかが大切ではないか。
 石神井、練馬、光が丘などで地域コミュニティの特性が異なるのではないか。
 江戸時代に由来する氏子が残っているなど、地域性を大切にすることが必要ではないか。
 児童が増加している地域とそうでない地域があるなど、コミュニティの現状は様々ではないか。
 一人ひとりの生活によって属するコミュニティが異なるのではないか。
 声かけ運動は、防犯やコミュニティづくりに役立つのではないか。
 商店街は、コミュニティの母体ではないのか。
 NPOなど＝目的別、自治会など＝地域別、企業との協働もあるのではないか。
 コミュニティ活動と政治活動は、区別すべきではないか。
 コミュニティの支援・育成は、行政の責任ととらえてよいか。
 自分のまちは自分で守るという意識が重要なのではないか。
 住民が主体性を持つことが大切ではないか。
 地域で相談できる場所が必要ではないか。
 個人に興味を持ってもらうためにはどうしたらよいかを追求すべきではないか。

賃貸住宅に住む高齢者に情報提供していることは、評価できるのではないか。
 団地内の清掃実施や、植栽プランターの作成も大切なことではないか。
 高齢者とのランチパーティなどを通じて情報共有を図ることは、評価できるのではないか。
 「町会・自治会」
 各町会単位の意見をもっとまとめることが、大切ではないか。
 町会・自治会には、ボスがはびこる体制があり、問題ではないか。
 地域コミュニティ(町会・自治会)の問題点を考えるべきではないか。
 町会の活動をよく知らないのではないか。
 町会・自治会へ若い方を巻き込むべきではないか。
 町会の加入率を上げて住民全員の参加が、大切ではないか。
 町会に気軽に参加できるようにすることが、大切ではないか。
 町会の門戸は開かれているので、批判だけでなく飛び込んでいくことが大切なのではないか。
 区や町会の取り組みを勉強することにより地域を知ることが、必要ではないか。
 町会・自治会と個人のかかわりを考慮することが大切ではないか。
 町会のあり方を検討することが大切ではないか。
 住民間の対立のうち、町会で問題解決ができるものもあるのではないか。
 町会は、区と協働しているいろいろな仕事をやっているが、大変になってはいないか。
 町会・自治会では、一人の人に仕事が集中しがちになってはいないか。
 積極的な町会と消極的な町会があり、地域でアンバランスが出るのではないか。
 水遣り時に近所を確認して空き巣の被害が減ったので、他の町会も参考としてはどうか。
 行政の依頼ではなく、自主的に防犯ポスターを自治会で掲示するのはいいことではないか。
 町会連合会と区長懇談会をやっていることは、有意義ではないか。
 パトロールカーを借用して町会を回することは、地域の安全に寄与しているのではないか。
 「NPO」
 団地の世代を地域で受け入れるための職場(NPO等)が、必要ではないか。
 ボランティアとNPOとを区別すべきではないか。
 区外
 区内だけでは解決できない課題もあるのではないか。
 隣接区と連携したコミュニティが考えられないか。

- (2)「コミュニティ」を、どのように支援すべきか。
 コミュニティ組織の確立を目指すべきではないか。
 区民はまちづくりの各チャンネルの一つに参加することを、義務化してはどうか。
 NPOの育成が必要ではないか。
 参加して欲しいが強制しないという、懐の深さが必要ではないか。
 ゆるい形で区共通の考え方やルールを定めてはどうか。
 分野によって多様なコミュニティを形成すべきではないか。
 ご近所仲良く、全員参加の町会活動を目指すべきではないか。
 重複地区の解消と空白地区の消去により、町会の組織力のパワーアップを図ってはどうか。
 活動に関心を持ってもらえる魅力ある町会、自治会にすべきではないか。

4-3 その他の意見

協働とコミュニティの並列は、おかしいのではないか。
 ゴミ、放置自転車、治安などの問題は、地域住民が参画しないと解決できないのではないか。
 協働・コミュニティの定義について、他区はさらっと流しているが、ひとつの手ではないか。
 「協働」を無理に定義づけなくてもよいのではないか。
 「対等・協力」の関係ではなく、そもそも区は、区民のしもべではないのか。
 自治基本条例の改定手順をきちんと入れるべきではないのか。
 自治基本条例は、議会だけでなく住民の投票を経て決めるという手もあるのではないか。
 自治基本条例は、団体単位で考えるべきか、あるいは個人単位で考えるべきか。
 個人でやっているのがボランティアで、団体でやっているものを協働ととらえてはどうか。
 区民参加と協働を、自治基本条例で体系化して位置づけたいのではないか。
 区の考えは、区民との協働のしくみの集大成ではないか。
 「地域のことは地域で」が基本だが、新旧の住民意識の差が障害となっているのではないか。
 無関心層が増えているのではないか。
 行政分野が専門的で、分かりにくくなっているのではないか。

住民だけでは限界であり、行政等との協力が必要ではないか。
住民が実践でき、かつ成果を実感できる何かを盛り込めないか。

この「論点整理用たたき台」は、「区民懇談会委員の意見等」を論点として整理したものです。(事務局)
第9回懇談会における意見等は、斜体で区分しています。

5.区、区長の役割・責務

5-1 区の基本的役割・責務

民間の力を活用した区政を目指してはどうか。
行政の区民のあり方の見直しが必要ではないか。
先駆的活動へ、区から支援をすべきではないか。
区民の大多数が、もっと積極的に参加できるような制度を制定することが大切ではないか。
区民の自治意識を覚醒させ、実行させることが、一番求められているのではないか。
区民が区政に参加しやすくする手助けをする必要があるのではないか。
住民が協働を望む場合、行政がその場を設置するようにしてはどうか。
区民にわかり易い区政であるべきではないか。
自治意識を高める仕組みづくりが、求められているのではないか。
都や国から自立した立場で自己責任、自己完結する区政の確立が、不可欠ではないか。
行政・議会・区民は、基本理念、区政情報、住民参加・協働を共有・補完すべきではないか。
理解しあい、良い知恵を出すためには、先ず、コミュニケーションが必要ではないか。
行政センター、行政サービス裁定委員会、生活基盤単位の自治組織を設置してはどうか。
区政への要望は、無駄な経費の削減と、住民サービスの充実ではないか。
区政運営について、区の考え方、議会・議員の考え方をもっと知らせるべきではないか。
地方自治法の枠組の中で、ある程度カバーされているのではないか。
法の枠内で行政運営は流れているのではないか。
10年間で行政は大きく変わり、地域との協働が進んできたのではないか。
税金の使い方はどうするかが、課題ではないか。
まちを発展させるために何が必要かを位置づけることが、大切ではないか。
人材育成を図り、効率的な運営を目指すべきではないか。
選挙で選ばれる人とそうでない人を並列で、役割・責務を書くべきではないのではないか。
区長、区、区の職員など、主語には様々なパターンがあるのではないか。
単に「区長」と「区長及び職員」ではダメなのか。
「執行機関の職員」は、単に「執行機関」だけで意味が通じるのではないか。

5-2 区長の責務

- (1) 区長の責務は、どのようなものであるべきか。
区長がよりどころとなる考えを、自治基本条例の中に入れるべきではないか。
助役・収入役は区長の補佐なのだから、区長だけで良いのではないか。
地方自治法の定める役割、責務の他に、区長の責務はあるのか。
首長が決めれば良く、条文で定めなくても良いのではないか。
他区の条例と同じような結論に至ったとして、それを区長へ言えるのか。
責務というより、「こういう姿勢であってほしい」という願いを表しても良いのではないか。
地方自治法や区長が変わっても、「区長はこういう姿勢でいて欲しい」を書き込んではどうか。
「区民の信託」をどのように解釈すればいいのか。
「信託」といっても、全てのグループからの「信託」とはならないのではないか。
「区民の信託にこたえ～」は最低限として入れるべきか。また、他に入れるべき項目はないか。
意に沿わない人であっても、積極的に出向き、意見を話し、意見も聞くことが大切ではないか。
- (2) 多選禁止規定は、不要ではないか。
本来ならば後継者を育てるべきだから、長くないでも良いのではないか。
多選禁止条項を規定している区があるが、どのように考えるべきか。
立候補の自由、区民の選ぶ自由を妨げるので、多選禁止規定は不要ではないか。
多選禁止条項は、重要ではないのではないか。

5-3 職員の責務・育成

職員は、もっと勉強すべきではないか。
職員は、協働を担う資質を具えるべきではないか。
職員は、区員に対して公正であるべきではないか。

4月の人事異動前に、しっかりと教え込むべきではないか。
専門的な事柄は、プロパーでプロを育てていかななくてはならないのではないか。
人事考課については、自治基本条例に書くのはふさわしくないのではないか。
当たり障りがない表現でいいのではないか。
職員は3年ごとに異動するので、勉強不足であり、責任感がないのではないか。
当たり前のことでも書き込むことによって規範性があり、職員への指摘ができるのではない

5-4 区の組織・執行体制

区民の民意が直接的に区政に反映され、実行されるということが大切ではないか。
都区財政調整制度を見直して、小さな自治体にすべきではないか。
区役所は、まだまだ大きすぎるのではないか。
業務委託は、単に経済問題として片付けていいのか。
民営化など、自治の議論の前に進められているものがあるが、いかがなものか。
文化人の起用や区政への参加が、ほとんどないのではないか。
大規模な都市での自治推進は、難しいのではないか。
民間の力を活用し、行政をできるだけ民間に任せることが、求められているのではないか。
行政規模を小さくすべきではないか。
個人の権利と行政の権利との整合性を図ることが大切ではないか。
身近に感じられるものとすべきではないか。
手厚い行政ではなく、考える区民を育てる行政が大切ではないか。
問題や課題を、区民と共に考えること、手を出しすぎないことが、大切ではないか。
新行政改革プランに掲げられた目的のチェックと、それを基本条例の柱にすえてはどうか。
戦略的なものとすべきではないか。
区民が義務不履行の際に、強制や制裁を加えるものとするかどうか。
義務を定めることにより、区民を排除してしまうことのないようにすべきではないか。
区のあり方が問われているのではないか。
23番目の区だからと、遠慮すべきではないのではないか。
運用の仕方が大切なのではないか。
健全な計画を立てることは、今の時代にこそ重要ではないか。
審議会や懇談会など、日程をこなすことが目的になっていないか。
議論が充分か、そうでないかについて、何かフィードバックする仕組みが必要ではないか。
何もかもつつみ隠さず区民に見せることも、重要ではないか。

5-6 行政評価

区内の専門家の協力を得て、成果が確認できるような評価システムも含めてはどうか。
行政評価のしくみをもっとわかりやすくすべきではないか。

5-7 行政手続

仕組みは、埋め込んでおくことが大切ではないか。

5-9 国・都との連携

都や国に意見を求めない区政にすべきではないか。
都と区の役割を考えてみる必要があるのではないか。
練馬区が23区から独立した場合、都からの税のバックがあるのか。
周辺自治体との連携・協働関係も大切ではないか。
都区制の見直しによる自治の基本見直しが必要ではないか。

この「論点整理用たたき台」は、「区民懇談会委員の意見等」を論点として整理したものです。(事務局)

6.議会の役割・責務

6-1 議会の責務・役割

議会と住民との関係を、もっとはっきりさせてはどうか。
議会に、継続的に住民意向を反映していける仕組みを設けてはどうか。
議会に、住民意向を反映していける仕組みを設けてはどうか。
議会に住民意思を伝えやすい手続が必要ではないか。
議会に民意は反映されているのか。
区民による提案と決定のしくみを拡充させ、議会との役割分担を考えてはどうか。
住民の要望により、透明性の高い会議としてはどうか。
住民が個々の条例案を作って、会議にかけられるシステムを設けてはどうか。
区議会は勉強不足で、行政の言いなりになっているのではないか。
区議会議員(間接代表)と住民(直接)のバランスをどうとるのか。
議会審議をする前に、請願、陳情の形で特定な問題について討議してはどうか。
陳情・請願を出したとき、委員会で主旨説明できるようにしてはどうか。
区民の代表なので、責任を持って政策をやってもらいたい。
区民は、投票で議員を選んでおり、議会の承認は重要ではないか。
議会と住民の意見交換が必要なのではないか。
練馬の政策策定においては、議会への参加は無理なのではないか。
議会への政策提案が大切なのではないか。
議会と住民との意見交換が重要ではないか。
「議会」へのアクセスは、「議員」へのアクセスと分けて考えるべきではないのか。
「議会」へのアクセスなら、自治基本条例で考えられるのではないか。
議会の提案権を拡充してはどうか。
議員定数をどうするか。
議会(間接民主制)と区民参加の折り合いを、どのように図ればよいか。
首長と議会が対立し、首長がやめさせられてしまえば、信託に答えられないのではないか。
議会は、住民の意見をきくことが大切ではないか。
「信託」と議会との関係も考慮する必要があるのではないか。
陳情は、「継続」するより「採択」・「不採択」を明確にすべきではないか。
議会も区民の意見を聞くべきであり、このような懇談会のようなものを設置すべきではないか。
夜間や休日の開催などにより、区民が参加しやすくすべきではないか。
「選挙=参加であって、個々の参加は不要」と言うのは古い政治学の考えではないか。
議会は、住民の力をもっと利用すべきではないか。
開かれた会議の場とすべきではないか。
主権者としての権利行使であるので、陳情・請願という言葉を用いなくて、表現できないか。
議会運営条例をつくってはどうか。
議会、議員の権限発動が十分に成し得るため、仕組みに関する規定が必要ではないか。
議会は、討論の場になっていないので、討論の場とすべきではないか。
議会は、区民参加を望んでいるのか。逆に敵視していないか。

6-2 議員の役割・責務

行動をしばるのではなく、区民との関係で記述してはどうか。
区民の意見を聞くため、区民参加の規定を設けてはどうか。
議員は、もっと勉強すべきではないか。
立法機能の発動のため、勉強すべきではないか。
区民の意見を聞く雅量を、議員が持てるかどうか。
議員一人ひとりが、条例を作ってはどうか。
会派としてではなく、一人の区議会議員として対応すべきではないか。

6-3 議会事務局の役割・責務

区民と議会との障壁とならず、両者をつなぐべきではないか。

この「論点整理用たたき台」は、「区民懇談会委員の意見等」を論点として整理したものです。(事務局)

7.条例の位置づけ、見直し規定

7-1 条例の位置づけ

条例の最高規範性を入れるべきはないか。
条例に基づき、他の条例等も見直す必要があるのではないか。
議会のことを書くのか、最高規範性を持たせるのか、が重要なのではないか。
自治基本条例の位置付けにもよるのではないか。
他の条例を無効にすることはできないのではないか。
最高裁の旭川学力テスト事件の判例を参考にし、解釈運用の基準を定めてはどうか。

7-2 条例の見直し規定

条例制定後、半年、一年後にどうなったかを、確かめる必要があるのではないか。
条例の改廃に関することを定めておくという方法もあるのではないか。
住民の意思表示の手続について、ふれてはどうか。
条例の改正について、区民の意思表示に関する手続規定が必要ではないか。

7-3 条例文の書き方

条文は、細かく書く必要はないのではないか。
だれでも読んでわかる、わかりやすい案文にしてはどうか。
細かい規定は、別途個別に定めても良いのではないか。

この「論点整理用たたき台」は、「区民懇談会委員の意見等」を論点として整理したものです。(事務局)